

第四管区海上保安本部公示第 33 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 17 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

三重県伊勢農林水産事務所長 大野 直司  
三重県伊勢市勢田町 6 2 8 - 2

2 水路測量を実施する区域及び期間

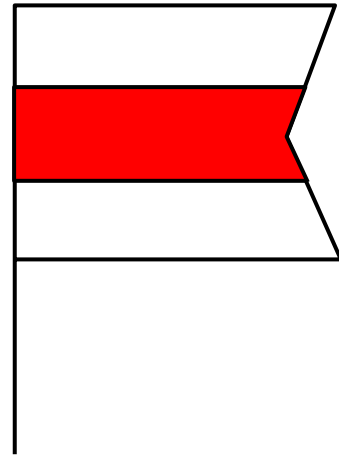
別図に示すとおり  
令和 6 年 1 1 月 5 日～令和 6 年 1 1 月 2 2 日（うち 4 日間）

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置


- (1) 測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、  
水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省  
令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲げ  
る。  
(2) 四管区水路通報による周知。



白  
紅  
白

# 別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図